

学校部活動から地域クラブ活動へ

- なぜ学校部活動を地域クラブ活動に移行するの？
- 学校部活動の地域移行はということなの？
- 地域移行に向けた糸魚川市の取組み
- 令和5年度の活動体制
- 地域クラブ活動になると・・・
- 中体連大会・吹奏楽のコンクール参加はどうなるの？
- 質疑・応答

日時：令和5年3月20日 会場：能生中学校体育館

糸魚川市教育委員会

なぜ学校部活動を地域クラブ活動に移行するの？(国の考え)

【学校部活動の現状と課題】

生徒にとっては

生徒(部員)数の**減少**

学校単独での活動や大会参加が困難

部活動数の**減少**や**学校間格差**

小規模校は希望する部がない・活動を選べない

教員の**指導経験不足**・**教員の減少**

生徒の望む指導・専門的指導が受けられない

学校の働き方改革からは

教員の長時間勤務による**負担増**

時間外や休日の指導・引率・ボランティア的活動



学校単位で教員が指導する部活動の維持が**極めて困難**

持続可能な活動形態と教師の負担軽減

学校部活動から
地域クラブ活動
に移行

学校と地域が連携した
新しい
スポーツ・文化活動
の環境づくり

【地域クラブ活動の目指す姿】

◎ニーズに応じて全ての生徒が参加可能となる**機会を確保**

チーム体制の確保・やりたい競技ができる
競技志向以外のものも可

◎部活動の**教育的意義を継承・発展・新しい価値の創出**

脱勝利至上主義・子ども主体の活動

◎生徒の活動環境を**学校と地域が一体となって整備**

子どものために地域の大人が一体となって進める

◎**学校の働き方改革**

教師にしかできない業務の充実
教師のワークライフバランス

学校部活動の地域移行はということなの？（国の考え）

◆令和2年9月文部科学省

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」=部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務

◆令和4年12月スポーツ庁・文化庁

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

学 校

＜学校部活動＞

↓

【すべて(平日・休日)】

地 域

＜地域クラブ活動＞ (学校部活動と区別)

まず 休日(土・日・祝)活動

R5~R7推進期間 できなければR7以降も可

次に 平日(月~金)活動

実施可能なところから(種目・回数等) 一律でなくともよい
休日完了後できるだけ速やかに ゴールは定めない
完全移行までは部活動は存続する

学校部活動の地域移行はということなの？（国の考え）

《移行・連携の型》

A 学校部活動

学校部活動は学校単独。部活動指導員・外部指導者を活用して生徒・学校負担を軽減する。

B 合同部活動（地域連携部活動）

学校部活動を合同で。地域（協会・連盟等）と連携して、複数校合同で部活動を行ったり合同練習をしたりして、少人数の負担を軽減したり、部活動指導員・外部指導者を活用して生徒・学校の負担を軽減する。

C 地域クラブ活動（学校単位・複数校単位・市単位）

学校部活動は行わない。地域の指導者や希望する教員が「地域クラブ活動」を行う。

《運営の型》

学校・各部活動



地域クラブ・協会・ジュニアクラブ

運営組織（スポ協・総合型SC・行政）

学校の負担軽減・安心・信頼・ガバナンス保持

●地域移行に向けた糸魚川市の取組

1 取組の方向性

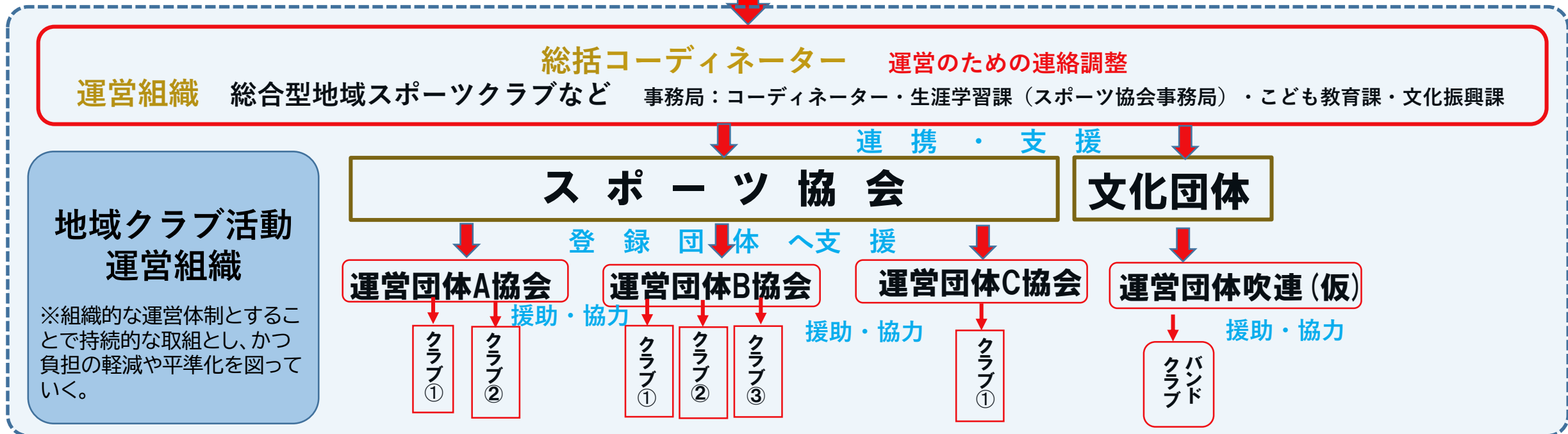
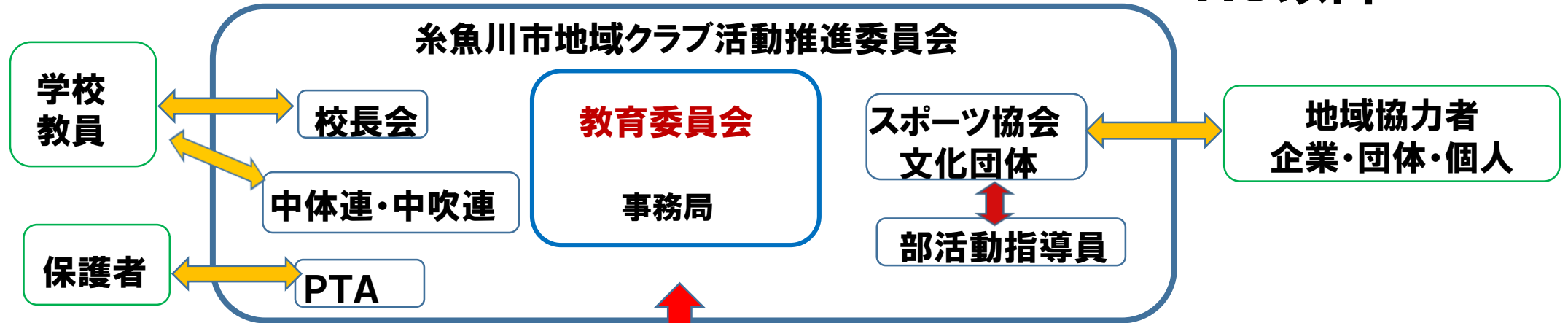
- 令和8年度を目標とし、休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する。
- 地域クラブ活動への移行に向け、生徒の活動機会の確保と地域スポーツ・文化団体との連携体制づくりを進める。

2 年次スケジュール

項目	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・ 部活動指導員の配置	R 4年度から開始				R 8からは平日のみ
・ 準備会議 ・ 検討委員会 ・ 推進委員会	R 4準備会議	R 5～R 7検討委員会			R 8～推進委員会
・ 休日の部活動の地域移行		R 5～R 7休日の段階的な地域移行			休日は地域移行
・ 地域クラブ活動運営組織				R 7年度途中～ 地域クラブ活動運営組織体制	

《参考》糸魚川市中学校地域クラブ活動運営組織のイメージ

R8以降



地域クラブ活動運営組織

※組織的な運営体制とすることで持続的な取組とし、かつ負担の軽減や平準化を図っていく。

令和5年度の活動体制（分類）

A 学校部活動

➡ 学校部活動として顧問 もしくは 部活動指導員が指導

B 合同部活動（地域連携部活動）

➡ 顧問と部活動指導員及び地域の指導者が指導

C 地域クラブ活動

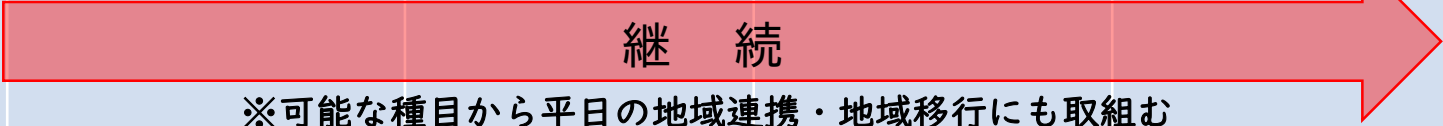
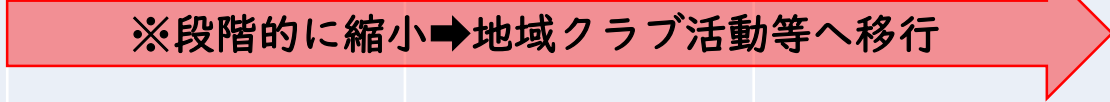
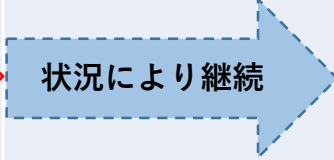
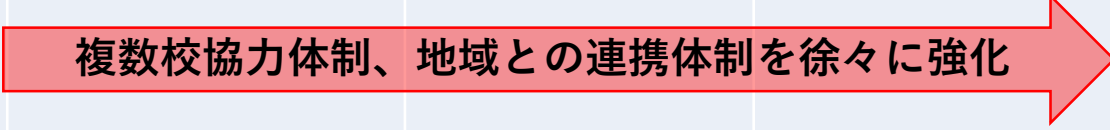
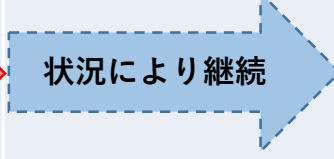
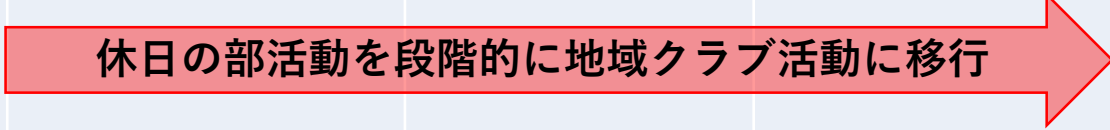
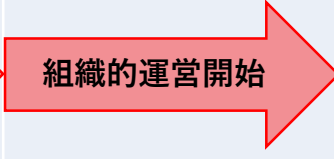
➡ 地域の指導者が指導

令和5年度の活動体制（能生中）

A 学校部活動（部活動指導員活用）
 B 合同部活動（地域と連携した部活動）
 C 地域クラブ活動（学校単位・複数校単位・市単位）

種目	男女別	休日の活動体制	部活動指導員配置予定	備考
陸上部	—	B 合同部活動	○	中高合同部活動(年20回) 他の休日は学校部活動
野球部	—	A 学校部活動	○	
バレーボール部	男・女	A 学校部活動	○	
バスケットボールクラブ	男・女	C 地域クラブ活動	—	バスケットボール協会U15部会で地域クラブ活動(月2回)
卓球部	男・女	A 学校部活動	○	
バドミントンクラブ	—	C 地域クラブ活動	—	ジュニア団体が地域クラブ活動を実施予定（休日週1回）
吹奏楽部	—	A 学校部活動	○	体制が整い次第、月1回の合同練習を検討中
文化活動部	—	A 学校部活動	—	原則的に休日は活動なし

令和5年度の活動体制（休日）

学校部活動 平日・休日別	分類	R5活動	R6目標	R7目標	R8以降
平日	平日の部活動	 <p>継続</p> <p>※可能な種目から平日の地域連携・地域移行にも取り組む</p>			
休日	A 学校部活動 (顧問・部活動指導員)	 <p>※段階的に縮小➡地域クラブ活動等へ移行</p>			 <p>状況により継続</p>
	B 合同部活動 (顧問・部活動指導員・地域の指導者)	 <p>複数校協力体制、地域との連携体制を徐々に強化</p>			 <p>状況により継続</p>
	C 地域クラブ活動 (地域の指導者)	 <p>休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行</p>			 <p>組織的運営開始</p>

地域クラブ活動になると・・・

①活動の運営主体

②指導体制

③保険(補償)

④経費

⑤活動場所

⑥大会参加

⑦参加様態

⑧会費等

学校部活動の場合

- ・学校長の管理の下で学校が運営
- ・教員や部活動指導員
- ・日本スポーツ振興センター
※市と保護者 各約1/2負担
- ・学校(市)負担(個人消耗品・用具は別)
- ・学校施設
※部活動として優先利用
- ・学校単位
- ・任意(希望性)
- ・特になし
※種目により経費が掛かる場合も有

地域クラブ活動の場合

- ・各クラブや協会が運営
- ・地域の指導者(クラブや協会)
- ・スポーツ安全保険
※保護者負担
- ・受益者負担(指導者報酬や保険料、用具代等)
- ・学校施設及び市の体育・文化施設
※スポーツ協会ジュニア団体として利用(減免対象)
- ・地域クラブor学校(部活動)単位
※どちらか一方を選択
- ・任意(希望性)
※平日の種目と別の選択も可能
- ・運営費を参加者が負担
(運営費:指導者謝金、保険代、用具代、会場費、大会参加費、雑費など)
※当面は国・県・市の補助が予定されている。困窮世帯の支援もある予定。現在検討中。
※大きな負担とならない様に、おおよそ現在活動しているジュニアスポーツクラブと同程度の負担となるように検討していきます。

部活動地域移行解説資料 中体連大会の参加はどうか？

《参考》

新潟県中学校体育連盟主催大会参加に関わる地域スポーツ団体等認定基準

R4.12.7

●認定申請の条件(抜粋)

○継続的に、指導者資格を有する指導者もしくは相当の指導経験があり、今後指導者資格を取得する意思がある指導者の指導のもと、適切かつ組織的な活動が行われていること。指導者は競技ガイドラインに則り、人権を重視した指導を行っていること。☞部活動準拠

○各競技団体、スポーツ協会等に1年以上登録されており、計画的に活動している団体であること。☞大会出場のためだけのわか団体はNG

ただし、市町村教育委員会や各競技団体、スポーツ協会等が部活動地域移行を推進するために結成した地域スポーツ団体は、登録期間等の条件が満たない場合であっても、県中体連で協議し、認定することがある。☞地域移行のために作られた団体はOK

○すべての県中体連主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。☞役員や審判も出すこと

○地域スポーツ団体等で大会に参加した生徒は、在籍中学校での参加は認めない。その逆も同様。☞重複はNGどちらか一方だけ

○団体競技における1単位地域スポーツ団体での出場は、1チームのみとする。☞Aチーム・BチームなどはNG

ただし、市町村教育委員会や各競技団体、スポーツ協会等が部活動地域移行を推進するために結成した地域スポーツ団体は、活動状況や実態に応じて、複数チームの参加を認める場合がある。☞練習は合同・大会は学校単位での出場はOK ○○糸魚川・○○青海はOK(種目によって)

○当該年度全国中学校体育大会までの中体連主催大会期間中に、所属団体を移籍しての大会参加は認めない。☞途中移籍はNG

○大会参加に際しては、責任のある代表者・指導者が引率すること。

○大会は活動本拠地のある地区から参加する。☞糸魚川市は上越地区

○競技ごとの細則は日本中体連が発出した事務文書による。☞競技ごとに条件が異なる

●認定の申請・決定

●認定に必要な書類(認定申請書:様式1、団体名簿:様式2、団体活動実績資料:様式不問)をR5.3/1~4/15までに団体活動本拠地にある郡市中体連を通して、地区中体連に提出する。4/30までに認定の可否結果を通知する。●当面の間、毎年申請を必要とする。

吹奏楽のコンクール参加はどうか？

令和5年1月20日 一般財団法人全日本吹奏楽連

『加盟団体に関する登録規定及び各種大会実施規定の改定について』（抜粋）

- 1 改定する規定 「加盟団体に関する登録規定」「全日本吹奏楽コンクール実施規定」
「全日本アンサンブルコンテスト実施規定」「全日本マーチングコンテスト実施規定」
- 2 実施時期 2023年度(令和5年度)より

【中学校の部 規定 改定】

○加盟団体に関する登録規定

- 第2条(部門) 1 部門は、小学生、中学校→生、高等学校、大学、職場、一般とする。
2 学校教育法に基づく小学生、中学校→生、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

第3条(団体の構成員)

- (2) 中学校→生部門 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している生徒→中学生 とする。

○各種大会実施規定 (コンクール・アンサンブルコンテスト・マーチングコンテスト)

第5条・第6条 ① 中学校→生の部

- 第7条 ① 同一中学校に在籍または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している生徒→中学生とする。

➡ 学校外で活動している団体(地域クラブ)の学校単独・複数校合同での登録・大会・コンクールの参加が認められる